

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 <u>この補助金の交付額は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 受入体制整備事業</u></p> <p><u>月ごとに別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額の和を補助基準額とする。補助額は、別表の対象経費(年間総額)と補助基準額(年間総額)を比較し少ない方(補助基本額)に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。</u></p> <p><u>(2) 通院等支援事業</u></p> <p><u>別表の基準額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。</u></p> <p><u>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</u></p> <p><u>別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。</u></p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。</p> <p><u>3 補助対象者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第2</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 <u>この補助金の交付額は、別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。</u></p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>26号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。</u></p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p>第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過する日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）1部を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 補助対象者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。</u></p> <p>第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。</p> <p>第11条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。</p> <p>2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受ける場合は様式第5号のとおりとする。</p>	<p>第5条～第8条（略）</p> <p>第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過する日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）1部を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>第10条 補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある。</u></p> <p>第11条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄																				
<p>第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。</p> <p>二 交付決定に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。</p> <p>第13条 <u>補助対象者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</u></p> <p>第14条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 20%;">基準額</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 受入体制 整備事業</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>開設から15年目までの指定</u> 短期入所 </td> <td style="vertical-align: top;"> 医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配 </td> <td style="vertical-align: top;"> （月ごとに） 1,543円× 超過時間数 （短期入所利 </td> <td style="vertical-align: top;"> 【開設から5年目まで】 10/10以内 </td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率	① 受入体制 整備事業	<u>開設から15年目までの指定</u> 短期入所	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配	（月ごとに） 1,543円× 超過時間数 （短期入所利	【開設から5年目まで】 10/10以内	<p>第12条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。</p> <p>2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受ける場合は様式第5号のとおりとする。</p> <p>第13条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。</p> <p>二 交付決定に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。</p> <p>第14条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 20%;">基準額</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率						
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																		
① 受入体制 整備事業	<u>開設から15年目までの指定</u> 短期入所	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配	（月ごとに） 1,543円× 超過時間数 （短期入所利	【開設から5年目まで】 10/10以内																		
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																		

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新				旧				備考欄		
	事業所を運営する法人	置く人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 （超過時間数）＝ （実配置時間数）－（基準時間数） いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。	用のある月に限り計算） ○超過時間数は別紙 2－2 により算出し、160 時間以上の場合 160 時間とする。	【開設から 6 年目以降 10 年目まで】 1/2 以内 【開設から 11 年目以降 15 年目まで】 1/4 以内		指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 （超過時間数）＝ （実配置時間数）－（基準時間数） いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。	（月ごとに） 1,543 円× 平均超過時間数 （短期入所利用のある月に限り計算） ○平均超過時間数は別紙 2－2 により算出し、160 時間以上の場合 160 時間とする。	【開設から 5 年目迄】 10/10 以内 【開設から 6 年目以降 10 年目迄】 1/2 以内 【開設から 11 年目以降】 1/4 以内	
②	通院等支援事業	次のいずれかの支援を行った場合に要した人件費（他の補助金により補助対象となる経費を除く。） ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際に移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。 イ 指定短期入所事業所	ア 【移動中の時間】 6,000 円×時間 【受診中の時間】 3,000 円×時間 イ 2,000 円×時間 ○各回 0.5 時間単位（30 分未満は切捨て） ○1 日あたりの	10/10 以内	②	通院等支援事業	次のいずれかの支援を行った場合に要した人件費（他の補助金により補助対象となる経費を除く。） ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際に、移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。	ア 【移動中の時間】 6,000 円×時間 【受診中の時間】 3,000 円×時間 イ 2,000 円×時間	10/10 以内	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新					旧					備考欄
		への送迎中の支援 指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。	上限時間は以下のとおり ア 計6時間 イ 計3時間				イ 指定短期入所事業所への送迎中の支援 指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。	○各回 0.5 時間単位（30分未満は切捨て） ○1日あたりの上限時間は以下の通り ア 計6時間 イ 計3時間		
③ 人工呼吸器等設備整備事業	指定短期入所事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人	次のいずれかの事業所において、医療的ケア児等の受入れ拡大に必要な人工呼吸器等の備品購入等に係る経費（他の補助金により補助対象となる経費、消耗品費を除く。） ア 指定短期入所事業所 イ 指定児童発達支援事業所	【開設から3年目まで】 ア 2,500,000円 イ 1,000,000円	【開設から3年目まで】 3/4以内	③ 人工呼吸器等設備整備事業	指定短期入所事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人	次のいずれかの事業において、医療的ケア児等の受入れ拡大に必要な人工呼吸器等の設備等購入に係る経費（他の補助金により補助対象となる経費、消耗品費を除く。） ア 指定短期入所事業所 イ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所	【開設から3年目迄】 ア 2,500,000円 イ 1,000,000円	【開設から3年目迄】 3/4以内	【開設から4年目以降】 ア 500,000円 イ 200,000円
	イ 指定児童発達支援事業所	医療的ケア児等の受入れ拡大のために必要な備品の購入や設備整備に係る経費。	【開設から4年目以降】 ア 500,000円 イ 200,000円	【開設から4年目以降】 1/4以内		【開設から4年目以降】 ア 500,000円 イ 200,000円	【開設から4年目以降】 1/4以内			
※各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。										

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新				旧				備考欄	
		業所又は指定放課後等デ イサービス事業所 <u>医療的ケア児等の受入</u> <u>拡大のために必要な備品</u> <u>の購入に係る経費。</u>							
<p>※各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。</p>									